

主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人Aの負担とする。

理 由

被告人Aの弁護人渡辺伝次郎の上告趣意について、

所論は、事実誤認及び量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

被告人Bの弁護人鍛治利一の上告趣意第一点について、

所論は、単なる刑訴法違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由にあたらぬ。

同第二点について、

憲法三九条の定める二重問責（二重危険）の禁止に関しては、同一事件の控訴審は、第一審から継続した同一の問責状態（危険）の一部と見るべきものであつて、第一審とは別個の問責状態（危険）を構成するものではなく、従つて二重問責（二重危険）の問題を生ずるものでないことは、当裁判所大法廷の判例とするところである（昭和二四年新（れ）二二号同二五年九月二七日大法廷判決、集四巻九号一八〇五頁参照）。

原審が、被告人Bにつき、新たな証拠の取調べをしないで破棄自判し、第一審と同一の刑を言渡したからといって、憲法三九条違反の問題を生ずるものでないことは、右判例に徴して明らかであり、所論は理由がない。

同第三点及び第四点について、

所論は、事実誤認及び量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、記録を調べても、本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められ

ない。

よつて同四〇八条、一八一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和二八年一月一六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎